

身体的拘束最小化推進体制について

岩下病院は（以下、当院とする）当院入院中の患者様に対しまして厚生労働大臣が定める基準（身体的拘束最小化推進体制）について以下の通り体制を整備しています。

- ①当院では原則として身体的拘束を行わない方針です。
やむを得ず身体的拘束を行う場合には、拘束期間等最小化に向けて病院全体で取り組んでまいります。
- ②当院病棟においては、週に1度、身体的拘束の解除、最小化に向けて多職種カンファレンスを行います。また、病院職員全体で、身体的拘束最小化に向けて定期的に検討を行います。
- ④当院病棟において、やむを得ず身体的拘束を行っている場合は、最小化推進チームが定期的に巡回を行い状況を把握します。
- ⑤当院においては、全職員に対して身体的拘束最小化に関する講習会を定期的に開催します。
- ⑥当院病棟の地域包括ケア入院医療管理料1に該当する病床に於いて直近3ヶ月間の身体的拘束実施割合は、5%未満です。